

を受けることにより、

※今回

0

選

挙

玉投票

ることが

できます

確か

 \bigcirc す

選

挙

ため、

県外

転

出

は、は、

た場合に

投票することが

~できま $\dot{\mathcal{O}}$

せ

未来のための それいな一葉

小川町選挙管理委員会 編集発行 令和5年3月発行 電話0493(72)1221

投 投 票 長が き県 き 当する方です。 要 17 要 4 選 年作 挙 県 小 年 **件** 挙 時 八名簿に登川町に住て 発 内 川 12 又 人名簿に登録されて 4 間 のは行 月 で 月 する 市 30 10 住民票の写 町 の住市所 午 る「**引き続き県内には** に登録されている方は の市町村へ転出された き 日 日 村に ま 以 前 を有い でに 前 住 る 7 する 所を有して 時 生ま 転 し」を持参 方 入 か いる方の 0 れ 6 た方 届 午 付参いただくか、 に住所を有する旨 出 は、 1 た方のうち、 をした方で、 後 ることの ほ 投票の か、 8 時 次

示 3 月 31 金 ま

※西第13区(定数1) 滑川町、嵐山町、小川町、 ときがわ町の4町

ジ開

選報

. 4 埼 町玉

町玉が県

まとめて掲載され、選挙管理委員会の

ます。

ホー

 Δ

室

区

挙は(日)

月9 票速

日

午後8.

時

50

分

か

5

役場3階

大会議

即

日

所

 \mathcal{O}

要

で

_		▼ 以 示		見 仪 ▼	
投票区	投票 所	投票区域	投票区	投票 所	投票区域
1	リリックおがわ	本一・本二・神明町・仲町・稲荷町・錦町・相生町・ 大関町・松若町・緑町・幸町・ホーユウパレス	11	竹沢公民館	木部·下勝呂·上勝呂· 木呂子·深田
2	小川町役場	旭町・栄町・池田・ ダイアパレス	12	大河公民館	腰一・腰二・増尾
3	大塚コミュニティセ ンター	春日町・大塚一・大塚二・ 大塚三・大塚四・コスモ小川町	13	腰中集落農業センター	腰中
4	下小川公会堂	下小川一・下小川二・下小川三	14	腰上公会堂	腰上
5	下里二区集落 農業センター	下里一・下里二・下里三・ 下里四	15	青一公会堂	青下見田・青下畑ヶ中・ 青下田島・青下二
6	角山中区集会所	角山中·角山上	16	青上集落センター	青上
7	八和田公民館	上横田·前高谷·中高谷·高谷南· 奈良梨·西古里·下横田二	17	古寺公会堂	古寺
8	能增公会所	能増·高見·後伊	18	飯田集落センター	飯田
9	中爪文化センター	中爪・下横田一・ 中爪グリーンヒル	19	東小川自治会館	東小川
10	靭負区民センター	原川・笠原・靭負	20	みどりが丘 自 治 会 館	みどりが丘 県営小川みどりが丘団地

②挙当日ご都合が悪 期日前投票のご利用を!!! 心い方は

こんな理由で投票所へ行くことができな 票箱に入れることができる) ▼投票日に仕事や旅行で、 挙期日と同じ投票ができる 期日前投票とは、 ぜひ利用しましょう。 選挙期日 投票に行けない。 (投票用紙を直 制度です。 前であっても、 1 選 方

ジからも印刷できます。期日前投票所にも備え 付けてありますので、その場で記入することも 事前に記入しておくと受付が早く済みます。 自切り離したもの)をご持参ください。 期日前投票の宣誓書は、小川町のホームペー 入場券裏面に印刷してある宣誓書兼請求 期日前投票をする場合は、投票所入場券

場時期 所間間 4 (リックおがわ 前8時30分から午後8時まで 月1日(土)から4月8日(土)まで 1階講座室2・3

挙期日前に未だ選挙権を有しない方の不在者投※病院・老人ホーム等における不在者投票、選 制度もありますので、 い合わせください。 詳しく は 選挙管

玾 投

票用紙に候補者の氏名を書くことができない のために、代理投票の制度があります。 係員にお申し出ください。 身体の障害などのため、 自 一分で投

身体に 郵便による不在者投票 重度の 障害のある方の

便等による不在者投票ができる方

〇身体障害者手帳の交付を受けている方

知事が書面により証明した方。 害の程度がこれらの障害の程度に該当すると、 程度が一級から三級までの方又は両下肢等の障 者しくは三級の方。免疫若しくは肝臓の障害の 者しくは二級の方。心臓、じん臓、呼吸器、ぼ がしくは二級の方。心臓、じん臓、呼吸器、ぼ でのできの程度が一級 でのできの程度が一級 でのできの程度が一級

〇戦傷病者手帳の交付を受けている方

により証明した方。
これらの障害の程度に該当すると、知事が書面う、直腸、小腸若しくは肝臓の障害が特別項症が、直腸、小腸若しくは肝臓の障害が特別項症を、近極、で吸器、ぼうこのでは、近のでは、近の臓、呼吸器、 は の により証明した方。 心臓、 じん臓、 呼吸器、 ぼうこ により証明した方。

〇介護保険の被保険者証に要介護状態区 分が「要介護5」と記載されている方

ります。 「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要にいずれの場合も町選挙管理委員会に申請 更があ Ļ

てもらうことができる「代理記載制度」があり届け出た代理記載人に、投票に関する記載をし一級と記載されているなどの方は、あらかじめち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害がまた、郵便による不在者投票が行える方のう ます。

お早めに手続きを済ませてください。すが、投票は必ず「郵送」に限られなお、投票用紙の請求は4月5日(詳細については、お問い合わせくだ 投票は必ず「郵送」に限られますから、2、投票用紙の請求は4月5日(水)までで帰については、お問い合わせください。

投票所の衛生管理につい

投票所の衛生管理に取り組んでおります。 投票所の換気や使い捨てえんぴつの使用など・記載台等の定期的な消毒 ・投票所職員はマスクを着用 ・投票所での取組

有権者の皆様へのお願

- ・マスクの着用や咳エチケット等
- 黒えんぴつのご持参も可能です。

いいたします。 有権者の皆様も感染予防対策へのご協力をお

特例郵便等投票制度につい

「特例郵便等投票」

※

等されている方で、

の新型コロナウイル ナウイルス感染症で宿 ができます。一定の要件に該当する方は

会へお問い合わせください。いて不明な点がございましたら、選挙管理委員いて不明な点がございましたら、選挙管理委員をご確認ください。また、特例郵便等投票につめ間度の詳細については総務省のホームページ

度を利用することはできません。 ※濃厚接触者に該当する方は特例 郵便 等 好票制

す。 時間に余裕をもって手続きをお願いいたしまるため、時間がかかります。 るため、特例郵便等投票は郵送での手続きになまた、特例郵便等投票は郵送での手続きにな

みんなですすめよう『三ない運動』

政治家は寄附を

贈らない!

有権者は寄附を 求めない!

寄附を政治家から

受け取らない!

● 政治家の寄附の禁止

政治家(現職の議員・長や、立候補の意思がある方)が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ること(寄附)は、次の場合を除いて罰則をもって禁止されています。

例外 「禁止されない寄附]

- 1. 政党やその他の政治団体又はその支部に対して する場合
- 2. 当該政治家の親族に対してする場合
- 3. 政治教育集会の参加者に必要最小限度の実費を 補償する場合(ただし、食事や食事料の提供は 禁止され、処罰の対象となります)

なお、政治家以外の方(家族や秘書など)が政治家名義の 寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

● 政治家に対する寄附の要求の禁止

有権者が政治家に対して、寄附を出すように勧誘や要求を することは、禁止されています。

● 政治家が関係する会社等の寄附の禁止

政治家が役職員又は構成員である会社や団体が選挙区内の 人や団体に、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推される ような方法で寄附をすることはできません(政党に対するも のは除かれます)。

● あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人や団体に対し、答礼のための自筆 によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさ つ状(電報を含む)を出すことは禁止されています。

選挙公報の補完場所一覧表

施 設 名	所 在 地
小川町役場	大字大塚55
リリックおがわ	大字大塚55
大塚コミュニティセンター	大字大塚897-1
大河公民館	大字腰越43
竹沢公民館	大字勝呂799
八和田公民館	大字上横田1776
町立図書館	大字大塚99-1
子育て総合センター	大字角山133
総合福祉センター	大字腰越618
小川郵便局	大字青山862-1
ヤオコーみどりが丘店 小川町情報発信コーナー	みどりが丘2丁目8-1
各新聞販売店	

● 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)も、選挙区内の人や団体に寄 附をすることは、次の場合を除いて罰則をもって禁止されて います。

例外 [禁止されない寄附]

- 1. 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
- 2. 当該政治家に対してする場合
- 3. 設立目的により行う行事又は事業に関してする場合(ただし、花輪、香典、祝儀などを出したり、選挙前の一定期間内に行われるものは罰則をもって禁止されています)

※選挙前の一定期間

- ○任期満了による選挙 任期満了の日前90日に当たる日から選挙期日ま での間
- ○任期満了以外の選挙 解散の日の翌日又は選挙事由発生の告示の日の翌 日から選挙期日までの間

● 有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内の人や団体に対し、あいさつを目的とする有料広告(いわゆる名刺広告)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットなどに出すことは、罰則をもって禁止されています。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有 料広告を求めることも禁止されています。

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金の かからない選挙を実現するために寄附禁止のルー ルを守りましょう。

選挙公報の配布について

候補者の経歴や政見を掲載した選挙公報は前もって 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済 新聞、東京新聞、埼玉新聞の朝刊折り込みによりお届 けする予定です。

届かない場合、未購読の場合は、左記にあります。

大事な投票、忘れずに!



投票所案内図

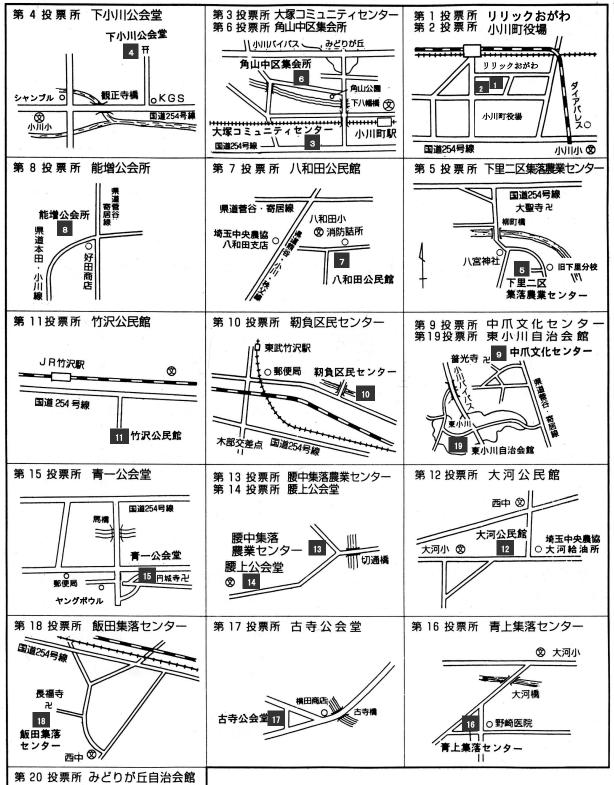
みどりが丘自治会館

20 〇ヤオコー

ガスト

バイバス

4月9日(日) 午前7時〜午後8時 忘れずに 投票しましょう。



「投票済証明書」について

法的な根拠はなく、住民サービスの一環として 各自治体が独自に交付しているものです。 「投票済証明書」を必要とされる方は、

投票の際、係員に申し出てください。

混雑時にはお待ちいただく場合もありますので、 あらかじめ御了承ください。

